

産業廃棄物中間処理による平均的な最終処分率について

産業廃棄物税は、最終処分される産業廃棄物に対して課税されます。(リサイクルされるものには課税されません。)

産業廃棄物が中間処理を経て最終処分される場合に課税される産業廃棄物税のおおよその額については、平均的な最終処分率を用いて算出することができます。

$$\text{【税相当額】} = \text{【中間処理前の産業廃棄物の重量(t)】} \times \text{【最終処分率】} \times 1000 \text{円}$$

処理の方法別の平均的な最終処分率

処理の方法		平均的な最終処分率
焼却	有機性汚泥 (主に脱水後のもの)	0.15
	廃油・廃酸・廃アルカリ	0.05
	廃プラスチック類	0.15
	紙くず・木くず・繊維くず	0.15
	動植物性残さ・動物系固形不要物	0.10
	感染性廃棄物	0.10
破碎		1.00
減容固化		1.00
脱水	有機性汚泥	0.10
	無機性汚泥	0.15

この表の数値は、京都府における中間処理業者の平成15年度の処理実績から以下の式を用いて算出しており、平均的なものです。実際は処理業者によって異なりますので、処理を委託される中間処理業者に直接お問い合わせください。

$$\text{最終処分率} = \frac{\text{中間処理後に最終処分される産業廃棄物の重量(t)}}{\text{中間処理前の産業廃棄物の重量(t)}}$$

産業廃棄物税相当額の算出方法

$$\text{【税相当額】} = \text{【中間処理前の産業廃棄物の重量(t)】} \times \text{【最終処分率】} \times 1,000 \text{円}$$

(1円未満は切捨て)

〔例：廃プラスチック類35tの焼却処理を委託した場合 $35\text{t} \times 0.15 \times 1,000 \text{円} = 5,250 \text{円}$ 〕

* 廃棄物によっては、処理後、再生利用されたり、さらに中間処理を行い減量される場合があります。その場合の最終処分率は以下ようになります。

例えば、木くずの破碎処理を委託する場合・・・

破碎処理後、全量木くずチップとして販売される場合
 1.0 (破碎の最終処分率) \times 0 = 0

破碎処理後、焼却処理をされる場合
 1.0 (破碎の最終処分率) \times 0.15 (焼却の最終処分率) = 0.15

破碎処理後、全量最終処分される場合
 1.0 (破碎の最終処分率) \times 1.0 = 1.0

お問い合わせ先

京都府企画環境部循環型社会推進課 産業廃棄物政策室 TEL 075-414-4714